

○有田川町まち・ひと・しごと創生本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づき、本町が将来にわたって持続可能なまちづくりを進めるための指針となる有田川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定に取り組むとともに、総合戦略に基づく施策の推進及びその進行管理を図るため、有田川町まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 創生本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) まち・ひと・しごと創生に係る人口ビジョン及び総合戦略の策定に関すること。
- (2) 総合戦略の推進及び進行管理に関すること。
- (3) その他まち・ひと・しごと創生に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 創生本部は、次に掲げる職にある者で組織する。

- (1) 町長
- (2) 副町長
- (3) 教育長、総務政策部長、議会事務局長、住民税務部長、建設環境部長、福祉保健部長、産業振興部長、教育部長、消防長、清水行政局長、総務課長、財務課長及び企画調整課長
(本部長及び副本部長)

第4条 創生本部に、本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長は、町長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副町長をもって充てる。
- 4 本部長は会務を総理し、創生本部を代表する。
- 5 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第5条 創生本部は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庁内会議)

第6条 本部会議の下に庁内会議として、総合戦略検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

- 2 検討委員会の会長、副会長及び会員は、各部長推薦による職員をもって充てる。
- 3 検討委員会は、第2条各号に掲げる所掌事項について実務的な検討を行い、策定委員会

へ提案する。若しくは、直接本部会に提案する。

4 検討委員会は、必要に応じて企画調整課長が招集する。

5 会長は、検討委員会を総括する。

6 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 会長が必要と認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。

8 ワーキンググループは、会長から付託された事項を調査研究し、課題解決のための素案を検討委員会に報告する。

(策定委員会)

第7条 人口ビジョン及び総合戦略の策定に当たり、検討委員会から提案を受けた素案を審議するための策定委員会を設置する。

2 策定委員会は、住民代表から構成する。

(有識者会議)

第8条 創生本部の所掌事務への助言及び意見交換を行うための有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催することができる。

2 有識者会議は、住民代表並びに産業界、行政機関、教育機関、金融機関等々の有識者10名以内をもって構成する。

(庶務)

第10条 創生本部の庶務は、企画調整課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

平成27年6月5日施行

この要綱は、

令和元年5月13日施行